平成 26 年 5 月 9 日

各　　位

会社名　　株式会社　大光銀行
代表者名　　取締役頭取　古出　哲彦
（コード番号 8537　東証第 1 部）
問合せ先　　総合企画部長　鈴木　裕之
電話番号　　（0258）36－4111（代表）

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更に関する件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 112 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

社外取締役及び社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するとともに、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 30 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、第 30 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 25 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 25 日（水）

以　上

別　紙

（下線部分は変更箇所を示しています）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第２９条（条文省略）	第１条～第２９条（現行どおり）
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第３０条　当銀行は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。
第３０条～第３７条（条文省略）	第３１条～第３８条（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第３９条　当銀行は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。
第３８条～第４４条（条文省略）	第４０条～第４６条（現行どおり）

以　上